

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q&A

Q1 学生であることは要件ではないのですか？

A1 学生であることの要件は求めません。あくまでも年齢によって判定します。

Q2 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、いつの時点で判定しますか？

A2 その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

なお、年齢は民法の期間に関する規定を準用するため、誕生日の前日において加算します。

（例）誕生日が 1 月 1 日の方は、前日の 12 月 31 日において年齢が加算されます。

【12 月 31 日現在の年齢における年間収入要件】

	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳
扶養認定 年間収入	130 万円	150 万円				130 万円

- ・18 歳の誕生日を迎える年における年間収入要件は 130 万円未満
- ・19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年における年間収入要件は 150 万円未満
- ・23 歳の誕生日を迎える年以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満

（例）令和 8 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える A さんの場合

- ・令和 8 年における年間収入要件は 150 万円未満となります。
- ・令和 12 年 10 月に 23 歳になるため、令和 12 年における年間収入要件は 130 万円未満となります。

Q3 (注2)の「年間収入以外の扶養認定の要件に変更はありません」とありますが、年間収入以外の扶養認定の要件とは何ですか？

A3 19歳以上23歳未満の認定対象者については以下のとおりです。

①認定対象者が被保険者と「同一世帯に属している」場合

認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満であること。

②認定対象者が被保険者と「同一世帯に属していない」場合

認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者からの援助（毎月の仕送り）に依る収入額より少ないこと。

Q4 既に扶養認定されている19歳以上23歳未満の年間収入要件も150万円未満へ変更になりますか？

A4 令和7年10月1日以降は150万円未満に変更となります。

なお、令和7年10月以降の収入が「月額125,000円」を超える場合は、150万円以上の年間収入が見込まれるため、扶養削除の対象となる可能性があります。

扶養認定の要件を満たさなくなった場合は、扶養削除の届出を行ってください。

Q5 19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が一時的に150万円を超えた場合は扶養削除の届出が必要ですか？

A5 人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に年間収入が150万円以上となる場合は「年収の壁・支援強化パッケージについて」等に基づくパート・アルバイト先の事業主証明や雇用契約書の写しなどを健保組合に提出いただきます。一時的な収入増加であることを証明いただくことで、被扶養者として認定継続ができるかどうかを判定します。

【問い合わせ先】

H.U.グループ健康保険組合 適用担当

TEL 050-2000-5065